

公共事業労務費調査 (平成19年10月調査) の実施について

国土交通省総合政策局建設市場整備課

お ち ひでと
課長補佐 越智 英人



はじめに

公共工事の工事発注に際し必要となる予定価格については、予算決算及び会計令第80条第2項により次のように定められています。

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

公共事業労務費調査（以下、「労務費調査」という）は、公共工事の工事費の積算に使用する公共工事設計労務単価（以下、「労務単価」という）について、取引の実例価格等に基づいて設定するために行う調査です。昭和45年から毎年、農林水産省および国土交通省（以下、「二省」という）が、都道府県や政令指定都市、関係団体などの協力を得て実施しています。

本稿では、平成20年度労務単価を設定するための平成19年10月調査について、前回との変更点などをご紹介します。



労務費調査と労務単価の概要

(1) 労務費調査の概要

労務費調査は、年度の当初から適用する労務単

価を決定するために、原則として前年の10月の賃金の支払い状況を調査しています。調査の流れは、図 1 のとおりです（件数は平成18年10月調査のもの）。

まず、二省の直轄事業、補助事業、都道府県や政令指定都市および二省が所管する団体等の事業から調査対象工事を選定します。対象となる工事は10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団とし、無作為に抽出しています。

調査対象となった工事では、調査月である10月に当該工事に従事したすべての建設労働者の賃金を51職種の調査対象職種の区分に基づいて調査します。なお、対象となる建設労働者については、下請の回数についての制限はなく、対象工事に従事したすべてを対象としています。

調査対象となった会社では、まず、労働基準法により調製が義務付けられている賃金台帳等から調査票に賃金などを転記していただきます。この調査票に記載された賃金の額や、実際の作業内容と51職種の定義が一致しているかどうかなどを会場審査において照合・確認します。

このほかにも、労務費調査では事前に対象工事の現場における労働者の数や職種を調べる現況調査や、健康保険や厚生年金保険の支払い状況による賃金の確認などによって、より正確に賃金の実態を把握するように努めています。

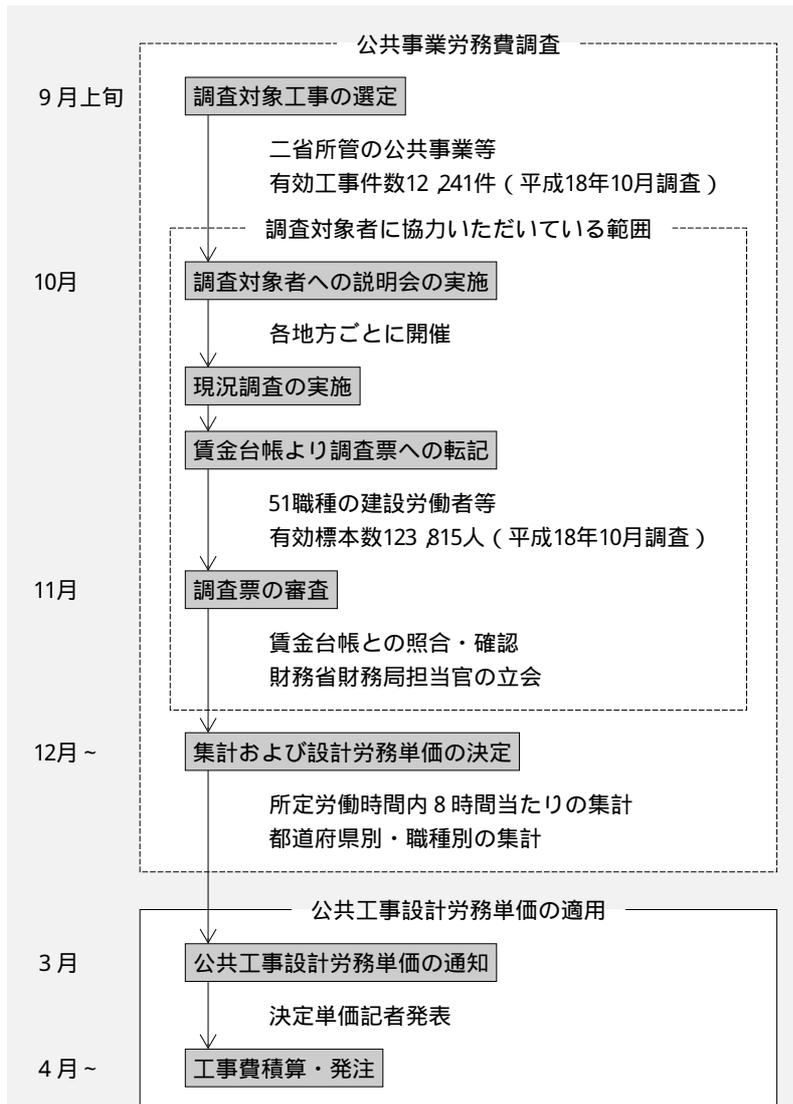


図 1 公共事業労務費調査の流れ

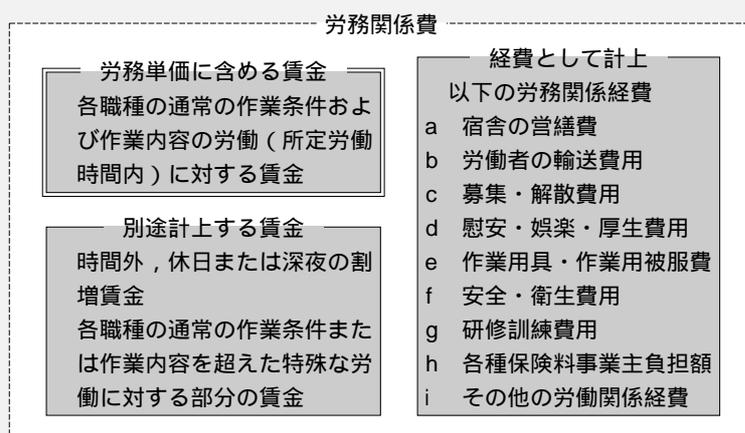


図 2 公共工事の積算における労務関係費

(2) 労務単価の概要

一般に労務関係費と言われる費用には、賃金の他にさまざまな経費も含まれています（図 2）。

労務単価は、賃金の中でも基本給相当額や基準内手当、実物給与、臨時の給与に限られています（図 3）。時間外、休日および深夜の割増賃金や、特殊な作業条件下での手当等は、労務単価には含まず、別途計上する賃金として扱われています。

また、労務単価に含まれない労務関係費のうち、例えば労働者の募集、被服、研修・訓練などに要する費用や各種保険料の事業主負担額などは、別途経費（現場管理費など）で計上することになります。

(3) 労務単価の留意事項

労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるための単価であることから、次の点に十分に留意して下さい。

- ① 下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないこと。
- ② 本単価に含まれる賃金は図 3 のとおりであり、時間外、休日および深夜の労働についての割増賃金や各職種の通常の作業条件を超えた労働に対する手当、現場管理費

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{①基本給相当額}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{②基準内手当}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{③臨時の給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}} + \underbrace{\text{④実物給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

図 3 労務単価の構成

(例えば、法定福利費の事業主負担額など)および一般管理費等(企業の運営費用)の諸経費は含まれないこと。

留意事項については、「公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について」(平成19年8月1日付け国総建整第16号)も参照して下さい。

3

平成19年10月調査について

労務費調査では、調査の精度や透明性を高めるために、毎年度、調査の改善を進めています。

(1) 職種定義の変更

昨年度の調査結果に基づき、平成19年度から交通誘導員を廃止し、交通誘導員A、および交通誘導員Bの職種を設定しましたので、これに伴って職種定義を変更します。

その他、若干の様式変更を行います。

(2) その他実施する主な事項

労務費調査では、賃金台帳や就業規則等を調査票の記載事項の確認資料としているため、これらが整っていない場合は、無効標本として扱われます。無効標本が多くなると結果的に多くの方に調査を実施しなければ、必要な有効標本を確保できなくなることから、棄却率の改善に向けた取り組みは重要であるといえます。

厚生労働省および関係業界団体の協力を得ながら作成した、賃金台帳や就業規則等の整備が容易にできる資料集や調査の手引き、調査票のほか、手当ての逆引きなどが国土交通省のホームページからダウンロードできます。

4

モニター調査の実施について

建設業は、多様な職種で構成されており、職種によって就業状況等の違いがあります。また、労務費調査で得られる有効標本数については、職種によって大きく異なり、他の職種と比較して、少数の有効標本しか得られない場合もあります。

このような状況で、賃金の支払い状況を正確に把握するための改善策として、平成12年度からモニター調査を行っています。モニターとして登録した会社に雇用される労働者を対象に調査票を記入していただき、主に訪問調査により調査する方法です。これまでの結果から、モニター調査のデータを労務単価を設定する際のデータとして導入するために必要な検証を行っているところです。

今年度は、昨年度と同様、企業への訪問調査によるモニター調査を石工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、山林砂防工、サッシ工、ガラス工に加え、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、内装工、ダクト工の12職種で実施します。

なお、モニター調査の調査票についても、国土交通省のホームページでダウンロードできます。

5

おわりに

労務費調査は、調査対象となった会社の皆様をはじめ、関係各位の多大なご協力により実施されているところであり、厚く御礼申し上げます。

これからも、調査の精度や透明性、あわせて調査対象となられる方々の利便性の向上のために必要な改善を進めるとともに、「個人情報保護法」などに鑑み、個人情報の取扱いには今まで以上に十分配慮してまいりたいと考えております。

今後とも、公共事業労務費調査に対するご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。